

# 貝島町自治会会則

## (名称と構成および事務所の所在地)

- 第1条** この会は、貝島町自治会（以下、本会という）と称し、鹿沼市貝島町の居住する世帯（以下、会員という）と貝島町に事務所を有する法人や団体などによって、構成します。
2. この会の事務所は貝島町自治会の会長宅に置くものとします。

## (目的)

- 第2条** 本会は、会員相互および、地域各種団体との協力・連携のもとに、会員のふれあいを深め、福祉を推進し、地域に開ける安全安心な生活環境の整備や防災に努めるとともに、地域住民のための明るく住みよいまちづくりを実現することを目的とし、会員各自の個性と自主性を尊重しつつ、会員の総意にもとづき民主的に運営されねばなりません。

## (会員)

- 第3条** 本会の会員は、鹿沼市貝島町に居住する世帯や事務所を有する法人や団体とします。
- ただし、事務所等を有する法人や団体は、賛助会員として議決権は有しないこととします。
2. 会員としての権利と義務は、入会の意思表示がされ、組への所属が決定したときからはじまります。

## (退会)

- 第4条** 本会の退会は、次の場合とします。
- (1) 鹿沼市貝島町から他の地域に転居し、居住を有しなくなったとき。

## (事業)

- 第5条** 本会は、第2条の目的を達成するために、次に掲げる事業をおこないます。
- (1) 会員相互の親睦に関すること。  
(2) 身近な地域のまちづくりに関すること。  
(3) 地域の各種団体及び行政との連絡調整に関すること。  
(4) 所有する資産および施設の管理運営に関すること。  
(5) その他、本会の目的に必要な事業に関すること。

## (役員)

- 第6条** 本会には、次の役員を置きます。
- (1) 会長：1名 (2) 副会長：若干名 (3) 庶務：2名  
(4) 会計：1名 (5) 監事：2名 (6) 支部長：各支部1名  
(7) 常任委員：若干名

2. 役員は本会会員に属する成人とします。
3. 支部長は、当該支部所属の組から互選されます。
4. 本会に、顧問および相談役を置くことができます。

#### (役員を選出)

**第7条** 会長・副会長・庶務・会計・監事は、総会において、会員の中から選出し、総会の承認を得ることとします。これらの役員選出の方法は別に定めることとします。

2. 支部長は各支部の推薦にもとづき、会長が委嘱します。
3. 常任委員は本会に所属する各種団体及び会長が必要と認める役職にある方を会長が委嘱します。

#### (役員職務)

**第8条** 役員は本会運営の『世話人』として役員会を構成し、本会の目的達成に努めます。

2. 役員各位の主な職務は次のとおりです。
  - (1) 会長は、本会を代表するとともに、執行部をとりまとめ、本会運営のリーダーをつとめます。
  - (2) 副会長は、会長職務を補佐するとともに会長に職務執行上の支障がある時に、会長職務を代行します。
  - (3) 庶務は、会務を記録し必要な事務処理を行うとともに、本会内外への連絡・広報などをおこないます。
  - (4) 会計は、本会の収入と支出を記録・管理するとともに、預貯金・現金の保管・出納をおこないます。
  - (5) 監事は、他の役員各職とは一線を画し、本会が会則に照らして適正に運営されているのか否かをチェックするとともに、会計および出納を監査します。
  - (6) 支部長は、支部各員の意見を代表するとともに、支部と本会との意見の疎通を図り、支部における本会活動の徹底に努めます。
  - (7) 常任委員は、それぞれの任務を遂行するとともに、本会の事業推進に協力します。
  - (8) 顧問および相談役は、会長の要請にもとづき、会議に出席し意見を述べるすることができます。

#### (役員報酬)

**第9条** 役員は、総会の決議により報酬を得ることができます。

2. 役員等の報酬については、別に定めることとします。

#### (役員任期および欠員の補充)

**第10条** 役員任期は2年とし、再任はさまたげないものとします。

2. 年度途中で役員欠員が生じたときは、会長の場合は、副会長の一人が

代行し、監事の場合は、他の役員から選任することができます。

3. 上記2項該当者とその他の各職については、他の役員が補選された場合の任期を、前任者の残任期間とします。

#### (支部)

**第11条** 本会に、それぞれの地域に支部を置き、支部単位での活動をおこなうことができます。

2. 支部の運営は、支部会員の総意にもとづき、支部長が各組長の協力を得て執行します。
3. 総会または役員会において、それぞれの支部を分割して新しく支部を作ることができます。

#### (組)

**第12条** 支部には組を置くことができます。

2. 組の構成は、10世帯前後を1組とし、円滑な近隣関係が維持できる区割りを心掛けて定めます。
3. 組では組内の中から組長を選出し、組長の任期は1年とし、組内各員によるリン番制とします。
4. 組の新設・分割は、地理的な条件等を考慮して、総会または役員会において決定します。

#### (組長の任務)

**第13条** 組長は、組内会員の協力を得て次の任務につきます。

2. 組の代表として、自治会行事その他の活動に参加します。
3. 組内会員への回覧文書・配布物の集配をしていただきます。
4. 組内に新たに転入してきた方に、自治会への加入を勧め、自治会活動や地域の様子について説明します。
5. 自治会費その他の募金をとりまとめて支部長に届けます。
6. 組内の転入・転出および葬祭等について支部長に知らせます。
7. 組内の自治会活動の世話役になります。
8. 組長は、支部内の組長の互選により、1名以上の次期役員候補者の選任に助言をすることができます。
9. 複数会員を有する組長は、総会の決議により、若干の報酬を得ることができます。ただし、全員均一の金額とします。
10. 組長の報酬は、別に定めることとします。

#### (会議)

**第14条** 会議は、定期総会・臨時総会・役員会とします

2. 総会は定期総会と臨時総会とし、本会の最高意思決定機関であり、定期総会は年度末から45日以内に招集し、2か月以内に開催します。臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または、会員の10分の1以上からの請求があったとき、

- あるいは、役員会において臨時総会開催の議決があったときに開催します。
3. 総会は、会長が招集し、第2項の規定による請求があったときは、その請求があった日から45日以内に臨時総会を招集しなければなりません。
  4. 総会は、役員・常任委員および組長をもって構成します。
  5. 総会の議長は、常任委員及び組長の中から選任します。
  6. 総会の定足数は構成員の過半数の出席がなければ、開催することができません。ただし、やむを得ない事情で出席ができない方は委任状の提出により出席者に加えることができます。
  7. 総会の決議は、出席者（委任状出席者を含む）の過半数の賛成をもって決議し、賛否同数の場合は、議長がこれを決することとします。
  8. 総会に提出する議案は
    - (1) 事業報告および決算
    - (2) 事業計画および予算
    - (3) 役員の承認
    - (4) 会則の変更
    - (5) その他重要事項
  9. 役員会は、第6条に定める役員をもって構成します。
    - (1) 役員会は定例会と臨時会とし、定例会は2ヶ月に1回の目安で開催します。
    - (2) 臨時役員会は、会長が必要と認めたとき、または、役員の過半数の請求があったときに開催します。
  10. 役員会の議長は会長とします。ただし、司会進行役を他の役員に交代することができます。
  11. 会長が、必要と認めたときには「特別委員会」を置くことができます。
    - (1) 特別委員会の委員長および委員は、会員および役員から選任し、会長が任命します。
    - (2) 委員長は役員待遇とし、役員会に出席し議決に加わることができます。ただし、第6条の役員定数には含めません。

#### (各種団体の活動)

- 第15条** 本会員が主となって活動している各種団体を、本会所属として助成することができます。
2. 本会所属の各種団体は、その活動について所定の「総会資料」を、役員会に提出しなければなりません。
  3. 各種団体は、自治会からの助成金を受け取ることができ、助成金の金額は、役員会にて協議の上決定することとします。

#### (神社にかかわる建築物など)

- 第16条** 貝島町今宮神社境内の「神殿」や「社務所」・「水屋」・「神輿倉」等々の建築物や付属施設等に関しては、会員共有財産として有効に活用するとともに、大切に維持されなければなりません。
2. 本会会員であっても、故意または重大な過失によって、当該施設に重大な

- 損傷を与えた場合は、損害賠償の責を負うことになります。
3. 当該施設の廃止や用途変更には、総会の承認が必要です。

#### (資産)

- 第17条** 本会の資産（耐久性のある建物及び物品等）は別に定める「資産目録」により管理します。
2. 会長は、善良なる管理者の注意をもって、資産を管理しなければなりません。

#### (自治会費)

- 第18条** 本会の会費は、会員から1世帯月額400円とします。
2. なお会費の納入については、数ヶ月分または一括して納入することができます。
  3. 定期総会または臨時総会の議決によって、会費を増減することや臨時会費または寄付金を徴収することができます。
  4. 年度中途入会または退会者の自治会費は、本会への中途入会の方には、翌月からの会費を納入していただき、中途退会の方には退会月の月割りでお預かりしている会費を返却いたします。
  5. 本会における賛助会の会費は、月額1,000円から5,000円の範囲とし、賛助会員と協議の上納入していただくこととします。

#### (収入)

- 第19条** 本会は、「会費」・「寄付金」・「助成金」・「その他の収入」により運営します。

#### (会計年度)

- 第20条** 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了します。

#### (委任事項)

- 第21条** この会則に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長が役員会にはかって定めることとします。

#### (附則)

1. この会則は、昭和55年4月1日から施行する。
2. この会則は、昭和57年4月1日から施行する。
3. この会則は、昭和62年4月1日から施行する。
4. この会則は、平成10年4月1日から施行する。
5. この会則は、平成16年4月1日から施行する。
6. この会則は、平成17年4月1日から施行する。
7. この会則は、平成28年4月1日から施行する。
8. この会則は、平成30年4月1日から施行する。
9. この会則は、平成31年4月1日から施行する。